

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認愛媛地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 2 件

国民年金関係 2 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 4 件

国民年金関係 1 件

厚生年金関係 3 件

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 37 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 12 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 37 年 3 月まで

国民年金制度発足当時、集金人に勧められ、夫婦一緒に国民年金に加入し、夫が、夫婦 2 人の国民年金保険料を、毎月集金人に納付した。

国民年金保険料を納付したことを示す資料等は残っていないが、夫婦 2 人とも、一度も保険料を滞納したことはなく、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間は、12 か月と比較的短期間である上、申立人は、申立期間を除く国民年金加入期間について、国民年金保険料をすべて納付しているとともに、申立人の保険料を併せて納付していたとする申立人の夫も、申立期間を除く国民年金加入期間について、保険料をすべて納付しており、申立人夫婦は、保険料の納付意識が高かったものと考えられる。

また、申立人夫婦の国民年金手帳記号番号は、昭和 37 年 10 月 10 日に夫婦連番で払い出されており、この時点において、申立期間の国民年金保険料を納付することは可能である。

さらに、申立人夫婦の国民年金手帳記号番号が払い出された昭和 37 年 10 月 10 日に、国民年金手帳記号番号が払い出された申立人夫婦と同じ校区内に居住する 9 人の昭和 36 年度の国民年金保険料の納付状況を確認すると、当該記号番号が払い出された時点において、同年度の保険料は過年度保険料となるところ、申立人夫婦が居住する市が保管する国民年金被保険者名簿に現年度納付と記録されている者が 4 人確認でき、申立人夫婦についても、申立てどおり、申立期間の保険料を集金人に現年度納付していた可能性がうかがわれる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 37 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 8 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 37 年 3 月まで

国民年金制度発足当時、集金人に勧められ、夫婦一緒に国民年金に加入し、私が、夫婦 2 人の国民年金保険料を、毎月集金人に納付した。

国民年金保険料を納付したことを示す資料等は残っていないが、夫婦 2 人とも、一度も保険料を滞納したことはなく、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間は、12 か月と比較的短期間である上、申立人は、申立期間を除く国民年金加入期間について、国民年金保険料をすべて納付しているとともに、申立人が併せて保険料を納付していたとする申立人の妻も、申立期間を除く国民年金加入期間について、保険料をすべて納付しており、申立人夫婦は、保険料の納付意識が高かったものと考えられる。

また、申立人夫婦の国民年金手帳記号番号は、昭和 37 年 10 月 10 日に夫婦連番で払い出されており、この時点において、申立期間の国民年金保険料を納付することは可能である。

さらに、申立人夫婦の国民年金手帳記号番号が払い出された昭和 37 年 10 月 10 日に、国民年金手帳記号番号が払い出された申立人夫婦と同じ校区内に居住する 9 人の昭和 36 年度の国民年金保険料の納付状況を確認すると、当該記号番号が払い出された時点において、同年度の保険料は過年度保険料となるところ、申立人夫婦が居住する市が保管する国民年金被保険者名簿に現年度納付と記録されている者が 4 人確認でき、申立人夫婦についても、申立てどおり、申立期間の保険料を集金人に現年度納付していた可能性がうかがわれる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 5 月から 58 年 3 月までの期間に係る国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできないとともに、60 年 4 月から 62 年 3 月までの期間に係る国民年金保険料については、重複して納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 37 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 57 年 5 月から 58 年 3 月まで  
② 昭和 60 年 4 月から 62 年 3 月まで

申立期間①について、両親が国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付してくれていたはずである。

申立期間②について、平成 6 年ころ、送付されてきた国民年金保険料納付書により、さかのぼって保険料を納付した。当該期間の保険料は、前居住地において、既に納付済みであり、重複して納付した。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 60 年 4 月 7 日を初めて被保険者となった日として、同年 5 月ころに払い出されており、申立人は、このころに国民年金に加入したと推認されるが、この時点において、当該期間は、申立人は学生であったと述べており、国民年金の任意加入対象者のため、さかのぼって被保険者資格を取得し、国民年金保険料を納付することができなかった期間である上、当該期間当時、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立期間②については、申立人は、「平成 6 年ころ、送付されてきた納付書により、前居住地において納付済みであった申立期間②の保険料を重複して納付した。」と申し立てしているところ、オンライン記録及び申立人が以前居住していた市が保管する国民年金被保険者名簿により、申立てどおり、前居住地において当該期間の国民年金保険料を現年度納付していたことは確認できるものの、申立人が申立期間②の国民年金保険料を重複して納付

したとする、平成6年時点において、当該期間は時効により保険料を納付することができない期間であり、時効となる前に別の国民年金手帳記号番号により保険料を納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立期間②については、オンライン記録により、申立人は、平成7年7月10日付けで6年2月の国民年金保険料を過年度納付したことが確認でき、申立人が納付した期間を誤認している可能性がうかがわれるなど、ほかに申立期間①及び②の保険料を、納付及び重複納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間①の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできないとともに、申立期間②の保険料を重複して納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 31 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年8月1日から平成3年5月1日まで

A社に勤務していた期間のうち、申立期間の給与が34万円から39万円ぐ  
らい支給されていたにもかかわらず、社会保険事務所（当時）の記録によ  
ると、当該期間に係る標準報酬月額は、20万円から32万円とされている。  
申立期間について、標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間については、オンライン記録によると、申立人の当該期間に係る  
標準報酬月額は、昭和58年8月から59年9月までは20万円、同年10月から60  
年7月までは22万円、同年8月から62年9月までは28万円、同年10月から63  
年9月までは32万円、同年10月から平成元年4月までは28万円、同年5月か  
ら3年4月までは32万円とされているところ、申立人は、「当該期間におい  
ては、A社で34万円から39万円ぐらゐの給与をもらっていたので、標準報酬  
月額の記録を訂正してほしい。」と申し立てている。

しかしながら、A社の事業主は、「申立人の給与は、申立人の主張する金  
額より低く、社会保険事務所に届け出た標準報酬月額に基づき、厚生年金保  
険料の控除を行っていた。」旨の証言をしている上、申立期間当時における  
同社の社会保険事務担当者は、「申立人の給与は日給プラス残業手当であつ  
た。申立人に係る社会保険料は、適正に控除していた。平成3年以降は、高  
速道路に係る工事の受注が増え、残業時間も多くなり、残業手当も増えた  
と思うが、それ以前は残業も多くなかった。また、海砂の運搬でも残業す  
る機会があつたと思うが、申立人が申し立てているほどの給与額はなかつ  
たと思う。」と証言している。

また、A社における申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票と同社から提出された申立期間における健康保険厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書及び同被保険者報酬月額変更決定通知書等の標準報酬月額は一致しており、申立人に係る標準報酬月額が訂正された形跡は認められない。

さらに、申立期間当時、申立人と一緒にA社で勤務していた同僚1人は、「申立人の給与は私より多かったと思うが、いくらかは分からない。しかし、私の当時の給与は、標準報酬月額とおおむね一致していた。」と証言しており、また、別の同僚1人も、「私の標準報酬月額は、給与額と一致していた。」と証言している上、申立期間当時、申立人と一緒に勤務していた同僚9人の標準報酬月額の推移をみても、特段の不自然さは見受けられない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 19 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 8 月 14 日から同年 9 月 20 日まで  
A社の所有するB丸に一等航海士として乗船していた。  
当時の船員手帳があるので、申立期間について、船員保険の被保険者として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立期間において、A社の所有するB丸に一等航海士として乗船していたことは、申立人から提出された船員手帳により確認できる。

しかしながら、A社の複数の元船員は、船員手帳の記録によると、雇入年月日は月の途中になっているが、同社での船員保険被保険者資格の取得日は翌月の1日付けとなっている旨の証言をしていることから、同社については、船員を雇入れと同時に船員保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがわれる。

また、A社の元事務担当者から聴取しても、申立人の申立期間における船員保険料の控除について証言を得ることができない上、同社の元船員は、「短期間の勤務ならば、船員保険に加入していないと思う。加入していなければ、保険料を控除されることはない。」と述べている。

さらに、A社は昭和 51 年 5 月 25 日に船員保険の適用事業所に該当しなくなっている上、事業主も既に死亡しており、当時の状況を確認できない。

このほか、申立人の申立期間における船員保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として、申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。



### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 15 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 31 年 5 月 1 日から 32 年 9 月 20 日まで  
② 昭和 32 年 9 月 20 日から 34 年 6 月 25 日まで

船員手帳によると、申立期間①及び②において、A丸に乗船していたことが記載されており、当該船舶で勤務していたことは間違いないので、それぞれの期間について、船員保険の被保険者として認めてほしい。

(注) 申立では、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立期間①及び②において、A丸（申立期間①において、船舶所有者は、B氏、申立期間②において、船舶所有者は、C氏）に乗船していたことは、申立人の妻から提出された船員手帳及び申立人の兄の証言により確認できる。

しかしながら、申立期間①及び②当時のA丸の所有者であるB氏及びC氏は、船員保険の適用事業所ではなかったことが確認できる上、上記船舶所有者2人及び申立人と一緒に同船に乗船していたとされる同僚2人は、既に死亡しており、当該期間当時の状況について確認することができない。

また、申立人に係る船員保険被保険者台帳によると、申立期間①及び②における船員保険被保険者記録を確認することができない上、上記船舶所有者及び同僚の計4人についても、当該期間の船員保険の加入記録を確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における船員保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として、申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。